

【原稿料収入について・後編】



ピースの又吉さんや NEWS の加藤君は作家デビューされましたが、お二人の本業は、お笑い芸人であり、アイドルです。お二人が確定申告する場合、原稿料収入は何所得になるのでしょうか？

後編では原稿料収入の確定申告区分について説明していきます。

原稿料収入は**事業所得**か**雑所得**となりますが、その所得が事業所得なのか、もしくは雑所得なのかで、大きく異なることがあります。それは、事業所得に係る赤字は損益通算できますが（所法 69 ）雑所得に係る赤字は損益通算することができないことです。

それでは、事業所得と雑所得はどう区分されているのでしょうか？

事業所得については、「自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ、反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得」と解されています（昭和 56 年最高裁判決）。

雑所得については公的年金等といった、事業所得や給与所得等の 9 つの所得区分のいずれにも該当しない所得をいい、受け皿のような性質を持つものです。

上記のことから



例えば



作家が本業の方が執筆して生じた原稿料は事業から生じたものとして、事業所得に該当します

サラリーマン等が一時的に執筆して生じた原稿料等は雑所得となります（所基通 35 - 2 ）。このような事業とまでは言えない所得の場合には、雑所得に該当することとなります。

又吉さんや加藤君は作家が本業ではありませんので、原稿料収入については雑所得として確定申告をするものと考えられます。